

I 平成 20 年標本改正の概要

1 基本的な方針

平成20年標本改正は、調査結果の接続性及び実査上の問題を考慮し、以下の点について従来と同様とした。

- (1) 全国の層数は168、調査世帯数は8,076とし、各層から1市町村を抽出する。
- (2) 調査市町村の層化・抽出は「二人以上の世帯」の母集団情報を基に行う。

2 平成 20 年標本改正における変更点

- (1) 県庁所在市以外で新たに政令指定都市となった浜松市及び堺市について、結果を月次で公表するため、必要となる調査世帯数を配分した。
- (2) 「市町村の合併の特例に関する法律」の平成7年改正以降、市町村合併が進んだことにより、表1のとおり、市町村数が大幅に変化していることを踏まえ、調査市町村を選定するための層化項目の1つである都市階級区分のうち、小都市B（人口5万未満の市）と町村を統合した。また、同区分別の配分世帯数、層数及び調査世帯数を表2に示すとおり変更した。

表1 都道府県庁所在市・都市階級別市町村数

時期	都市階級 <small>注1)</small>	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村					合計
			大都市	中都市	小都市A	小都市B	町村	
①平成15年標本改正時 <small>注2)</small>		47	2	97	303	227	2,543	3,219
							2,770	
②平成19年4月1日現在 <small>注3)</small>		47	4	107	379	246	1,022	1,805
							1,268	
② - ①		0	2	10	76	19	-1,521	-1,414
							-1,502	

注1) 都市階級

大都市 : 政令指定都市

中都市 : 大都市を除く人口15万以上の市

小都市A : 人口5万以上15万未満の市

小都市B : 人口5万未満の市

注2) 平成12年国勢調査の結果を平成14年7月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注3) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表2 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

平成15年標本改正			平成20年標本改正				
都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査 世帯数	層数		調査世帯数		
				増減		増減	
都道府県 庁所在市 (96)	47	5,076	47	0	5,052	-24	
都道府県庁所在 市以外の大都市 (96)	2	192	4	2	384	192	
中都市 (36)	22	792	30	8	1,080	288	
小都市A (36)	28	960	45	17	1,056	96	
小都市B (24)	21	480	42	-27	504	-552	
町村 (12)	48	576					
計	168	8,076	168	0	8,076	0	

注) () 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

3 調整係数の変更

調整係数とは、層によって異なる調査世帯の重みを示す値で、抽出率の逆数であり、集計の際に加重平均のウェイトとして用いられる。

今回の標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成15年標本改正時よりも調整係数の最大値が小さくなり(52.1→35.5)、調整係数の幅が縮小している。これにより、これまでに比べて、調査結果の安定化が見込まれる。

二人以上の世帯の調整係数を巻末の別表2に、単身世帯の調整係数を別表3に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成15年標本改正	→	平成20年標本改正
全 国	1.0 ~ 52.1	→	1.0 ~ 35.5
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ~ 17.6	→	1.0 ~ 14.3
中都市	6.9 ~ 38.6	→	2.8 ~ 22.4
小都市A	5.1 ~ 26.2	→	2.5 ~ 28.4
小都市B・町村	2.5 ~ 52.1	→	3.1 ~ 35.5

4 合併により地域が拡大した市に関する措置

市町村合併に伴い地域が拡大した調査市については、調査地域を合併後の地域とするため、調査単位区の抽出又は配置を見直す必要がある。しかし、平成20年1月の時点ですべてを措置することは、時系列比較及び実査上の制約等の観点から困難であるため、平成23年までの間に順次行うこととする。

5 調査市町村の変更

標本改正に伴い、平成19年12月で調査を終了及び平成20年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ31市町村である（表4-1）。

平成19年12月時点の調査市町村のうち、平成20年1月以降も継続して調査をするのは137市町村である。このうち、都市階級が変わるのは16市である。16市のうち、調査世帯数も変わるのは5市である。また、小都市Aと小都市Bについて、配分する調査世帯数を減らしたことにより、調査世帯数が変わるのは27市である（表4-2）。

6 調査単位区の変更

表2に示すように小都市Aと小都市Bについて、配分する調査世帯数を減らしたことにより、平成20年1月から調査単位区が減る市がある。これらの市については、調査地域が偏らないように考慮し、調査を終了する単位区を選定する。

また、平成20年1月から調査を開始する市町村については、地方及び都市階級内で毎月6分の1ずつ調査世帯が交替するように調査単位区を設定する。

表4-1 調査市町村の変更

地 方	平成19年12月で調査を終了する市町村		平成20年1月から調査を開始する市町村	
	市町村名	都市階級 注)	市町村名	都市階級
北海道	鷹栖町	町村	室蘭市	小都市 A
	上川町	町村	千歳市	小都市 A
東 北	葛巻町	町村	一関市	小都市 A
	大崎市	町村	白石市	小都市 B・町村
	伊達市	町村	田村市	小都市 B・町村
関 東	古河市	小都市 A	日立市	中都市
	鹿沼町	小都市 A	足利市	中都市
	大利根町	町村	熊谷市	中都市
	酒々井町	町村	木更津市	小都市 A
	愛川町	町村	八王子市	中都市
	上田市	町村	座間市	小都市 A
			佐久市	小都市 A
北 陸	越路町	町村	魚津市	小都市 B・町村
	大門町	町村	能美市	小都市 B・町村
東 海	掛川市	小都市 A	関市	小都市 A
	舞阪町	町村	一宮市	中都市
	清須市	町村	武豊町	小都市 B・町村
	久居市	小都市 B	松阪市	中都市
	伊勢市	町村		
近 畿	湖南市	町村	野洲市	小都市 B・町村
	貝塚市	小都市 A	堺市	大都市
中 国	赤磐市	町村	津山市	小都市 A
四 国	善通寺市	小都市 B	丸亀市	小都市 A
	波方町	町村	八幡浜市	小都市 B・町村
	禰原町	町村	四万十市	小都市 B・町村
九 州	小竹町	町村	小郡市	小都市 A
	大町町	町村	唐津市	小都市 A
	諫早市	町村	平戸市	小都市 B・町村
	長洲町	町村	八代市	小都市 A
	都城市	小都市 A	延岡市	小都市 A
	高岡町	町村	小林市	小都市 B・町村
	出水市	小都市 B	曾於市	小都市 B・町村
計	31		31	

注) 平成19年12月までの都市階級区分

表4-2 都市階級、調査世帯数を変更する調査市町村

地 方	平成20年1月から都市階級が変わる市町村		平成20年1月から都市階級別の調査世帯数を減らしたことにより調査世帯数が変わる市町村		
	市町村名	都市階級(注)	都市階級	市町村名	都市階級
北海道				北見市 稚内市 滝川市	小都市A 小都市B・町村 小都市B・町村
東北	むつ市 石巻市 湯沢市	小都市B → 小都市A 小都市A → 中都市 小都市B → 小都市A		大船渡市 鶴岡市	小都市B・町村 小都市A
関東	浦安市 安中市	小都市A → 中都市 小都市B → 小都市A		本庄市 朝霞市 茂原市 東村山市 伊勢原市 小諸市	小都市A 小都市A 小都市A 小都市A 小都市A 小都市B・町村
北陸	射水市 * 七尾市	小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		小千谷市 敦賀市	小都市B・町村 小都市A
東海	* 浜松市	中都市 → 大都市		瑞浪市 豊川市 碧南市 江南市	小都市B・町村 小都市A 小都市A 小都市A
近畿	* 木津川市 たつの市 * 紀の川市	町村 → 小都市A 小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		舞鶴市 大阪市 富田林市 箕面市 有田市	小都市A 大都市 小都市A 小都市A 小都市B・町村
中国	山陽小野田市	小都市B → 小都市A		井原市 三原市	小都市B・町村 小都市A
四国	今治市	小都市A → 中都市			
九州	柳川市 * 日置市	小都市B → 小都市A 町村 → 小都市A		大野城市 人吉市 日田市	小都市A 小都市B・町村 小都市A
沖縄	宮古島市	小都市B → 小都市A			
計		16			27

注) 平成19年12月までの都市階級区分

* 都市階級の変更により調査世帯数も変わる市